鹿児島県農業法人協会　キャリアアップ支援事業実施要領

１　事業目的

　　本事業は、正会員の雇用する正社員が業務に必要な資格・免許等を取得することで、会員の経営発展に一層寄与する人材の育成や、働きがいのある職場として雇用の定着を図り、長期的な経営発展に資する。

２　支援内容

正会員の雇用する正社員が、下記（２）に定める資格・免許等を取得する際に生じる費用を一部助成する。

（１）対象

正会員が正規雇用している従業員

※「正規雇用」とは、期間の定めなく雇用契約を結び、雇用保険及び社会保険に加入していること

（２）対象資格・免許

自動車運転免許（普通・中型※特定技能１号・２号に限る）、自動車運転免許（大型・大型特殊）、けん引免許、危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者、ＨＡＣＣＰ管理者、ＧＡＰ指導員、ＧＡＰ内部監査指導員、有機JAS認定検査員、農産物検査員、家畜人工授精士、削蹄師、農業機械整備技能士、簿記検定、ドローン操作技能講習、フォークリフト操作技能講習　など

　　　※その他農業経営に役立てるために取得した資格・免許等で会長が認めたもの

　 　　※資格・免許等の更新は対象としない

（３）助成額

・１申請当たり最大１０万円または取得に係わる受験費用の半額のいずれか低い金額

・原則、年度当たり１会員１申請までとする

・当該事業は、単年度（４月１日～３月３１日）で予算運用を行い、助成は予算の範囲内で行うため、予算を超える場合は支援金額を按分する。

※受験費用は正会員が支出したもののみを対象

（４）対象期間

資格・免許等取得から１年以内の申請

（５）申込期間

　　　申請する年度末まで

３　申請方法

以下の書類を作成及び添付し、原則メールで事務局へ提出する。

　　　①申請書（様式第１号）

　　　②受験料の領収書またはそれに準ずるもの（写し）

　　　③資格取得を証明する書類（写し）

　　　※領収書等を紛失されますと受付できませんので、資格・免許等を取得された際は領収書を保管していただき、早めに申請してください。

４　留意事項

（１）実施要領に反しているにも関わらず助成を受けた場合は、返還を求めることがある。

（２）その他必要な事項は、適宜、三役会で協議し裁定する。